

— よりよい環境を未来につなぐために —

令和4年6月

# 騒音・振動規制のしおり

— 届出と規制について —

騒音規制法

振動規制法

金沢市環境保全条例

金 沢 市

# 目次

## 第1章 「騒音規制について」

1. 設置者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3頁
2. 関係法令に基づく届出について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3頁
3. 特定施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5頁
4. 指定地域及び規制基準について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6頁
5. 罰則について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7頁

## 第2章 「振動規制について」

1. 設置者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8頁
2. 関係法令に基づく届出について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8頁
3. 特定施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10頁
4. 指定地域及び規制基準について・・・・・・・・・・・・・・・ 11頁
5. 罰則について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11頁

## 参考資料

(表1) 身近な騒音と騒音レベルの関係

(表2) 振動レベルと気象庁震度階級

## ～騒音規制法・振動規制法及び金沢市環境保全条例の目的～

騒音規制法及び振動規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音及び振動について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

また、金沢市環境保全条例は法による規制を補完するとともに、本市に即したきめ細かな規制を行うことにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を営む権利の確保に寄与することを目的としています。

## ～公害防除施設資金の融資制度について～

市では中小企業の方々のために、公害の防止に必要な資金について融資制度を設けておりますので、詳しい内容をお知りになりたい方は、金沢市環境政策課までお問い合わせ下さい。

## ～主な用語の解説～

### 1. 騒音とは

騒音とは一般に「好ましくない音」というように非科学的な言葉で定義されています。これは騒音が人の感情に大きく左右され、心理的・感情的な要素がきわめて強いためであり、騒音は生活環境を保全する上で解決の困難な公害といえます。

騒音の大きさを表すのに、デシベルを用います。身近な騒音と騒音レベルの関係については、12頁の参考資料(身近な騒音と騒音レベルの関係)を参照してください。

### 2. 振動とは

公害としての振動は、工場の機械の稼働や建設工事、自動車の通行などにより、地面や建物が揺れて人に不快感を与えるものをいいます。

振動の大きさを表すのに、デシベルを用いますが、地震の大きさを表す気象庁震度階級とデシベルの関係については、12頁の参考資料(振動レベルと気象庁震度階級)を参照してください。

### 3. 特定施設とは

「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音や振動を発生する施設であって政令で定めるものをいいます。

騒音規制法・金沢市環境保全条例(騒音)に係る特定施設は5頁を、振動規制法・金沢市環境保全条例(振動)に係る特定施設は10頁を参照してください。

### 4. 特定工場等とは

特定施設を設置する工場又は事業場のことをいいます。

### 5. 指定地域とは

住居が集合している地域、病院又は学校の周辺等、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域であって、特定工場等において発生する騒音及び振動について規制する地域として指定された地域をいいます。

騒音規制に関する指定地域については6頁を、振動規制に関する指定地域については11頁を参照してください。

### 6. 規制基準とは

「規制基準」とは、特定工場において発生する騒音や振動の特定工場の敷地の境界線における大きさの許容限度をいいます。

# 第1章 「騒音規制について」

## 1. 設置者の義務

騒音規制法並びに金沢市環境保全条例に基づく特定施設の設置者又は設置しようとするものは、関係法令に基づき、下記の義務が課せられます。

- (1) 特定施設の設置・変更等に係る届出義務
  - 届出については次項を参照してください。
- (2) 規制基準の遵守義務
  - 規制基準については6頁を参照してください。

## 2. 関係法令に基づく届出について

### (1) 騒音規制法

特定施設を設置している(しようとする)事業者は、その場合に依じて下記の届出をすることが騒音規制法により、義務付けられています。

	届出の種類	届出の内容	様式	届出部数	提出期限
1	特定施設設置届出	指定地域内において工場・事業場に特定施設を新たに設置しようとする場合	第1	2部	設置の30日前
2	特定施設使用届出	① 工場の所在する地域が新たに指定地域となった際、工場・事業場に特定施設を設置している場合 ② 設置している施設が特定施設となった際、指定地域内において工場・事業場にその施設を設置している場合	第2		左記に該当した日から30日以内
3	特定施設の種類の数変更届出	1, 2の届出に係る特定施設の種類の数を変更しようとする場合(※1)	第3		変更の30日前
4	騒音の防止の方法変更届出	1, 2の届出に係る騒音防止方法を変更しようとする場合(※2)	第4		変更の30日前
5	氏名等変更届出	1, 2の届出に係る氏名・名称・住所又は工場・事業場名及び所在地を変更した場合	第6		変更後30日以内
6	特定施設使用全廃届出	1, 2の届出に係る特定施設すべての使用を廃止した場合。	第7		廃止後30日以内
7	承継届出	1, 2の届出者の地位を継承(譲受、借受、相続、合併による)した場合	第8		承継後30日以内
<b>【添付書類】</b> (上記1～4の届出に添付する書類) ① 事業場周辺の見取り図(地図) ② 事業場敷地内の建物及び特定施設の配置図 ③ 特定施設の能力・仕様が分かる書類(機器仕様書、カタログ等) ④ 騒音予測計算書(事業場の敷地境界のうち、特定施設からの距離が最も近い場所における騒音レベルを計算したもの)					
<b>【備考】</b> ※1 特定施設の種類の数を減少する場合及びその数が直前に届出た数の2倍以内の増加の場合を除く。 (例) 最初の届出 5台 第1次の増設 5台(計10台) <b>届出不要</b> 第2次の増設 1台(計11台) <b>届出必要</b> (直近の届出(最初の届出)の5台の2倍を超えるので届出を要する。) 第3次の増設 10台(計21台) <b>届出不要</b> 第4次の増設 2台(計23台) <b>届出必要</b> (直近の届出(第2次の増設時)の11台の2倍を超えるので届出を要する。) ※2 ただし騒音の大きさの増加を伴わない場合を除く。					

## (2) 金沢市環境保全条例

特定施設を設置している(しようとする)事業者は、その場合に応じて下記の届出をすることが金沢市環境保全条例により、義務付けられています。

	届出の種類	届出の内容	様式	届出部数	提出期限
1	特定施設設置届出	指定地域内において工場・事業場に特定施設を新たに設置しようとする場合	第2号	2部	設置の30日前
2	特定施設使用届出	① 工場の所在する地域が新たに指定地域となった際、工場・事業場に特定施設を設置している場合 ② 設置している施設が特定施設となった際、指定地域内において工場・事業場にその施設を設置している場合	第2号		左記に該当した日から30日以内
3	特定施設の種類の数変更届出	① 1, 2の届出に係る特定施設の種類の数を変更しようとする場合(※1) ② 1, 2の届出に係る特定施設の使用の方法、公害防止の方法を変更しようとする場合(※2)	第4号		変更の30日前
4	氏名等変更届出	1, 2の届出に係る氏名・名称・住所又は工場・事業場名及び所在地を変更した場合	第6号	1部	変更後30日以内
5	特定施設使用全廃届出	1, 2の届出に係る特定施設すべての使用を廃止した場合。	第8号		廃止後30日以内
6	特定施設承継届出	1, 2の届出者の地位を継承(譲受、借受、相続、合併による)した場合	第9号		承継後30日以内
7	改善措置完了届出	勧告又は命令を受けた者が、その勧告又は命令に基づく措置を完了した場合	第10号		改善措置完了後速やかに届出る
8	公害防止管理責任者選任届出	特定施設を設置しているもので公害防止管理責任者を選任又は変更した場合	第14号		選任又は変更後速やかに届出る
<p><b>【添付書類】</b> (上記1～3の届出に添付する書類)</p> <p>① 事業場周辺の見取り図(地図)</p> <p>② 事業場敷地内の建物及び特定施設の配置図</p> <p>③ 特定施設の能力・仕様が分かる書類(機器仕様書、カタログ等)</p> <p>④ 騒音予測計算書(事業場の敷地境界のうち、特定施設からの距離が最も近い場所における騒音レベルを計算したもの)</p>					
<p><b>【備考】</b></p> <p>※1 特定施設の種類の数を減少する場合及びその数が直前に届出た数の2倍以内の増加の場合を除く。</p> <p>(例) 最初の届出 5台</p> <p>第1次の増設 5台(計10台) <b>届出不要</b></p> <p>第2次の増設 1台(計11台) <b>届出必要</b></p> <p>(直近の届出(最初の届出)の5台の2倍を超えるので届出を要する。)</p> <p>第3次の増設 10台(計21台) <b>届出不要</b></p> <p>第4次の増設 2台(計23台) <b>届出必要</b></p> <p>(直近の届出(第2次の増設時)の11台の2倍を超えるので届出を要する。)</p> <p>※2 ただし騒音の大きさの増加を伴わない場合を除く。</p>					

### 3. 特定施設について

施設の種類		騒音規制に係る届出対象	
		騒音規制法 (規模要件)	金沢市環境保全条例 (規模要件)
金属加工 機械	圧延機械	1イ 原動機定格出力 合計22.5kw以上	—
	製管機械	1ロ 規模要件なし	—
	ベンディングマシン	1ハ ロール式で、原動機定格出力 3.75kw以上	1ア ロール式で、原動機定格出力 2.25kw以上
	液圧プレス	1ニ 矯正プレスを除くすべて	—
	機械プレス	1ホ 呼び加圧能力 3.0t(29.4kN)以上	1イ 呼び加圧能力 1.5t(14.7kN)以上
	せん断機	1ハ 原動機定格出力 3.75kw以上	1ウ 原動機定格出力 2.25kw以上
	鍛造機	1ト 規模要件なし	—
	ワイヤーフォーミング マシン	1チ 規模要件なし	—
	プラスト	1リ タンプラスト以外のもの (密閉式のものを除く)	—
	タンブラー	1ヌ 規模要件なし	—
	切断機	1ル といしを用いるもの	—
	製箔機械及び金属粉 製造機械	—	1エ 原動機を用いるもの
空気圧縮機及び送風機		2 原動機定格出力 7.5kw以上	2 原動機定格出力 3.75kw以上
冷凍冷蔵用ガス圧縮機		—	3 原動機定格出力 7.5kw以上
空調用ガス圧縮機		—	4 原動機定格出力 7.5kw以上
土石用又は鉱物用の破碎機 磨砕機、ふるい及び分級機		3 原動機定格出力 7.5kw以上	5 原動機定格出力 3.75kw以上
土石用又は鉱物用以外の用途に用 いられる破碎機		—	6 原動機定格出力 3.75kw以上
紡糸機及び燃糸機		—	7 原動機を用いるもの
織機		4 原動機を用いるもの	—
建設用 資材 製造機械	コンクリートプラント	5イ 混練機の混練容量(※1) 0.45m <sup>3</sup> 以上	8ア 混練機の混練容量(※1) 0.25m <sup>3</sup> 以上
	アスファルトプラント	5ロ 混練機の混練重量 200kg以上	8イ 混練機の混練重量 100kg以上
穀物用製粉機		6 ロール式で、原動機定格出力 7.5kw以上	9 ロール式で、原動機定格出力 3.75kw以上
木材加工 機械	ドラムパーカー	7イ 規模要件なし	—
	チップパー	7ロ 原動機定格出力 2.25kw以上	—
	砕木機	7ハ 規模要件なし	—
	帯のご盤	7ニ 【製材用】原動機定格出力1.5kw以上 【木工用】原動機定格出力2.25kw以上	10ア 【製材用】原動機定格出力7.5kw以上
	丸のご盤	7ホ 【製材用】原動機定格出力1.5kw以上 【木工用】原動機定格出力2.25kw以上	10イ 【製材用】原動機定格出力7.5kw以上
	かなな盤	7ハ 原動機定格出力 2.25kw以上	—
抄紙機		8 規模要件なし	—
印刷機械		9 原動機を用いるもの	—
合成樹脂用射出成形機		10 規模要件なし	—
鋳型造型機		11 ジョルト式のもの	—
石材加工用切削器		—	11 原動機を用いるもの
ボーリングピンスポッターマシン		—	12 規模要件なし
製缶作業の用に供する機械		—	13 厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの
<b>【備考】</b>			
上記の表において、騒音規制法の特定施設に該当する場合は、金沢市環境保全条例の特定施設には該当しません。			
(例)原動機の定格出力が10kwの送風機は、騒音規制法の特定施設に該当し、金沢市環境保全条例の特定施設には該当しません。			
※1 気ほうコンクリートプラントを除く			

#### 4. 指定地域及び規制基準について

区域の区分	用途地域	規制基準		
		昼間 (8:00～19:00)	朝・夕 (6:00～8:00) (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 伝統環境保存区域の一部	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
<p><b>【備考】</b></p> <p>① 区域の指定は概ね上記のとおりとします。工業専用地域及び市街化調整区域は、上記の区域に含まれません。具体的な規制地域の範囲については、金沢市環境局環境政策課へお問い合わせ下さい。</p> <p>② 第2、第3及び第4種区域内で次の施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は上表に定める値から5デシベルを減じた値とします。 [学校・保育所・病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園]</p> <p>③ デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいいます。</p> <p>④ 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用い、日本産業規格Z8731に定める騒音のレベル測定方法によるものとします。</p> <p>⑤ 製箔機械を設置する特定事業場については、第1、第2及び第3種区域における午前8時～午後7時までの騒音の大きさの許容限度を65デシベルとします。</p>				

## 5. 罰則について

下記の場合には、騒音規制法又は金沢市環境保全条例に基づき、罰則が適用されます。

- (1) 特定施設の設置、使用、数等の変更、騒音の防止の方法の変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。
- (2) 改善命令に従わない場合。

## 第2章 「振動規制について」

### 1. 設置者の義務

振動規制法並びに金沢市環境保全条例に基づく特定施設の設置者又は設置しようとするものは、関係法令に基づき、下記の義務が課せられます。

- (1) 特定施設の設置・変更等に係る届出義務
  - 届出については次項を参照してください。
- (2) 規制基準の遵守義務
  - 規制基準については11頁を参照してください。

### 2. 関係法令に基づく届出について

#### (1) 振動規制法

特定施設を設置している(しようとする)事業者は、その場合に応じて下記の届出をすることが振動規制法により、義務付けられています。

	届出の種類	届出の内容	様式	届出部数	提出期限
1	特定施設設置届出	指定地域内において工場・事業場に特定施設を新たに設置しようとする場合	第1	2部	設置の30日前
2	特定施設使用届出	① 工場の所在する地域が新たに指定地域となった際、工場・事業場に特定施設を設置している場合 ② 設置している施設が特定施設となった際、指定地域内において工場・事業場にその施設を設置している場合	第2		左記に該当した日から30日以内
3	特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出	1, 2の届出に係る特定施設の <b>種類及び能力ごとの数</b> を変更しようとする場合(※1)	第3		変更の30日前
4	特定施設の使用の方法の変更届出	1, 2の届出に係る特定施設の使用の方法を変更しようとする場合(※2)			変更の30日前
5	振動の防止の方法変更届出	1, 2の届出に係る振動防止方法を変更しようとする場合(※3)	第4		変更後30日以内
6	氏名等変更届出	1, 2の届出に係る氏名・名称・住所又は工場・事業場名及び所在地を変更した場合	第6		廃止後30日以内
7	特定施設使用全廃届出	1, 2の届出に係る特定施設のすべての使用を廃止した場合。	第7		承継後30日以内
8	承継届出	1, 2の届出者の地位を継承(譲受、借受、相続、合併による)した場合	第8		
<b>【添付書類】</b> (上記1～5の届出に添付する書類) ① 事業場周辺の見取り図(地図) ② 事業場敷地内の建物及び特定施設の配置図 ③ 特定施設の能力・仕様が分かる書類(機器仕様書、カタログ等) ④ 振動予測計算書(事業場の敷地境界のうち、特定施設からの距離が最も近い場所における振動レベルを計算したもの)					
<b>【備考】</b> ※1 特定施設の <b>種類及び能力ごとの数</b> を増加しない場合は届出不要。 ※2 特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合は届出不要。 ※3 振動の大きさの増加を伴わない場合は届出不要。					

## (2) 金沢市環境保全条例

特定施設を設置している(しようとする)事業者は、その場合に応じて下記の届出をすることが金沢市環境保全条例により、義務付けられています。

	届出の種類	届出の内容	様式	届出部数	提出期限	
1	特定施設設置届出	指定地域内において工場・事業場に特定施設を新たに設置しようとする場合	第2号	2部	設置の30日前	
2	特定施設使用届出	① 工場の所在する地域が新たに指定地域となった際、工場・事業場に特定施設を設置している場合 ② 設置している施設が特定施設となった際、指定地域内において工場・事業場にその施設を設置している場合	第2号		左記に該当した日から30日以内	
3	特定施設の種別及び能力ごとの数変更届出	1, 2の届出に係る特定施設の種別及び能力ごとの数を変更しようとする場合(※1) 1, 2の届出に係る特定施設の使用の方法を変更する場合(※2)	第4号	1部	変更の30日前	
4	氏名等変更届出	1, 2の届出に係る氏名・名称・住所又は工場・事業場名及び所在地を変更した場合	第6号		変更後30日以内	
5	特定施設使用全廃届出	1, 2の届出に係る特定施設のすべての使用を廃止した場合。	第8号		廃止後30日以内	
6	特定施設承継届出	1, 2の届出者の地位を継承(譲受、借受、相続、合併による)した場合	第9号		承継後30日以内	
7	改善措置完了届出	勧告又は命令を受けた者が、その勧告又は命令に基づく措置を完了した場合	第10号		改善措置完了後速やかに届出る	
8	公害防止管理責任者選任届出	特定施設を設置しているもので公害防止管理責任者を選任又は変更した場合	第14号		選任又は変更後速やかに届出る	
<b>【添付書類】</b> (上記1～3の届出に添付する書類) ① 事業場周辺の見取り図(地図) ② 事業場敷地内の建物及び特定施設の配置図 ③ 特定施設の能力・仕様が分かる書類(機器仕様書、カタログ等) ④ 振動予測計算書(事業場の敷地境界のうち、特定施設からの距離が最も近い場所における振動レベルを計算したもの)						
<b>【備考】</b> ※1 特定施設の種別及び能力ごとの数を増加しない場合は届出不要。 ※2 特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合は届出不要。						

### 3. 特定施設について

施設の種類		振動規制に係る届出対象	
		振動規制法との関連 (規模要件)	金沢市環境保全条例 (規模要件)
金属加工 機械	液圧プレス	1イ 矯正プレスを除くすべて	—
	機械プレス	1ロ 規模要件なし	—
	せん断機	1ハ 原動機定格出力 1kw以上	—
	鍛造機	1ニ 規模要件なし	—
	ワイヤーフォーミング マシン	1ホ 原動機定格出力 37.5kw以上	—
	製箔機械	—	17 原動機を用いるもの
圧縮機		2 原動機定格出力 7.5kw以上	—
土石用又は鉱物用の破碎機、 磨砕機、ふるい及び分級機		3 原動機定格出力 7.5kw以上	—
織機		4 原動機を用いるもの	—
コンクリートブロックマシン		5 原動機定格出力の合計 2.95kw以上	—
コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械		5 原動機定格出力の合計 10kw以上	—
木材加工 機械	ドラムバーカー	6イ 規模要件なし	—
	チップパー	6ロ 原動機定格出力 2.2kw以上	—
印刷機械		7 原動機定格出力 2.2kw以上	—
ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機		8 原動機定格出力(※1) 30kw以上	—
合成樹脂用射出成形機		9 規模要件なし	—
鋳造型機		10 ジョルト式のもの	—
<b>【備考】</b> ※1 カレンダーロール機以外のもの			

#### 4. 指定地域及び規制基準について

区域の区分	用途地域	規 制 基 準	
		昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 伝統環境保存区域の一部	60デシベル	55デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65デシベル	60デシベル
<p><b>【備考】</b></p> <p>① 区域の指定は概ね上記のとおりとします。工業専用地域及び市街化調整区域は、上記の区域に含まれません。具体的な規制地域の範囲については、金沢市環境局環境政策課へお問い合わせ下さい。</p> <p>② 次の施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は上表に定める値から5デシベルを減じた値とします。  <small>[学校・保育所・病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園]</small></p> <p>③ デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいいます。</p> <p>④ 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行います。</p> <p>⑤ 金沢市環境保全条例に掲げる施設の内、製箔機械を設置する特定事業場については、第1種、第2種区域における午前8時～午後7時までの振動の大きさの許容限度を65デシベルとします。</p>			

#### 5. 罰則について

下記の場合には、振動規制法又は金沢市環境保全条例に基づき、罰則が適用されます。

- (1) 特定施設の設置、使用、数等の変更、振動の防止の方法の変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。
- (2) 改善命令に従わない場合。

## 【参考資料】

表1 身近な騒音と騒音レベルの関係

身近な音の例	騒音レベル	人への影響	
飛行機のエンジンの近く	120 デシベル	作業効率の低下 会話の妨害	イライラしたり、動悸を伴う
自動車のクラクション（前方2m） リベットを打つ音	110 デシベル		
電車が通る時のガードの下	100 デシベル		
大声による独唱 騒々しい工場の中	90 デシベル		
地下鉄の車内 電車の車内	80 デシベル		
電話のベル、騒々しい事務所の中 騒々しい街頭	70 デシベル		
静かな乗用車の中 普通の会話	60 デシベル		
静かな事務所	50 デシベル		
閑静な住宅街の昼間 図書館の中	40 デシベル		
郊外の深夜 ささやき声	30 デシベル		
木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音（前方2m）	20 デシベル		

表2 振動レベルと震度階級

振動レベル (デシベル)	気象庁震度階級	人の体感や周辺の状態
85～95	震度4（中震）	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。
75～85	震度3（弱震）	棚にある食器類が音を立てることがある。
65～75	震度2（軽震）	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
55～65	震度1（微震）	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
55以下	震度0（無感）	人は揺れを感じないが、振動計には記録される。

**【問い合わせ先】**

金沢市環境政策課（金沢市第二本庁舎）

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号

TEL 076-220-2508

FAX 076-260-7193

E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

○金沢市ホームページ URL

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/>

○届出書ダウンロード

金沢市ホームページ>申請書ダウンロード>

事業者向けの申請書>産業・ビジネスに関する申請書>

環境>環境保全に関すること>申請書ダウンロード>騒音施設関連 or 振動施設関連